

雇 第 4 9 6 号
令和3年9月29日

「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」構成団体の長 様
県内各商工会議所 会頭 様

千葉県商工労働部雇用労働課長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言解除後におけるテレワーク等の取組について（依頼）

日頃から本県の雇用施策に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和3年9月28日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、千葉県を含む19都道府県を指定していた緊急事態宣言を9月30日までで解除することを決定するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県においても、緊急事態宣言解除後の対策について別添のとおり報道発表いたしました。

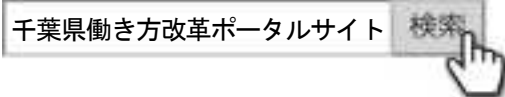
宣言解除後も、引き続き接触機会の低減に向け、テレワークや、出勤が必要となる場合でもローテーション勤務等を強力に推進していただくよう、改めて関係団体及び各会員の皆様に御理解、御協力の呼びかけをお願いいたします。

なお、各経済団体様におかれましては、別添の報道発表資料は、県経済政策課からの通知（令和3年9月29日付け経第693号）と重複しますので、当課からの本依頼内容を会員の皆様等に送付していただく際は、別添報道発表資料は割愛しても差し支えありません。

＊「千葉県 働き方改革推進事業 中小企業向け特設サイト」

県では、働き方改革やテレワークに関するポータルサイトを開設し、アドバイザー派遣事業の情報や、県内企業の好事例などを掲載しております。ぜひ御活用下さい。

URL : <https://chiba-hatarakikata.com>



問合せ先
千葉県商工労働部雇用労働課企画調整班
電話：043-223-2767